

# 婚姻届のしおり

## 1 持参するもの

- ・ 婚姻届書(1通)
- ・ 夫・妻それぞれの戸籍謄本又は戸籍全部事項証明(本籍地へ届け出るときは不要)
- ・ 届出人(夫・妻)各自の印鑑(届書への押印は任意ですが、その他のお手続きで必要な場合があります)
- ・ 持参人の本人確認書類  
届書を持参した方の本人確認を行っています。本人確認書類(免許証、パスポート等)をお持ちでない方でも、受付はしておりますので、お申し出ください。
- ・ 婚姻をする人が未成年者のときは**父母の同意**が必要です。同意書を添えるか、届書の「その他」欄に父母が同意する旨の記載と、父母の署名(押印は任意)が必要です。  
(記載例:この婚姻に同意します 妻の父 ○○×× 妻の母 ○○××)

## 2 届出地

夫又は妻の住所地か本籍地、いずれか1か所の市区町村役場です。  
執務時間以外でも受け付けます。受付の場所については、届出する役所に確認してください。

## 3 証人

成年者2人の署名(押印は任意)を必要とします。(婚姻届出をする本人は証人になることはできません。)  
婚姻する人の親族に限らず、成人されている方ならどなたでも証人になることができます。

～ 吹田市で住民登録をされている方は以下もあわせてご確認ください ～

## 1 マイナンバー(個人番号)カード又は住民基本台帳カードについて

住民登録地が吹田市で、かつカードの内容に変更がある方はご持参ください。変更後の内容をカードに追記します。夜間・休日の宿直窓口で届出された場合は、後日業務時間内に市民課101番窓口又は各出張所(市民サービスコーナーは含みません)にご持参ください。住民登録地が吹田市でない方は、住民登録地の役所にご持参ください。

## 2 住所変更手続き

婚姻届だけでは、住所の変更、世帯の変更はできません。  
住所等を変更される方は、次の届出も併せてしてください。

吹田市で手続きがある場合、市役所本庁101番窓口と各出張所(市民サービスコーナーは含みません)で月曜から金曜日の午前9時から午後5時30分まで、また、転入・転居届のみ毎月第2・第4土曜日の午前中(午前9時から正午)市役所本庁101番窓口で受け付けています。

届	届出期間	届出人	必要書類	備考
転入	住所を定めた日(引越日)から14日以内	本人 又は 世帯主	※転出証明書	他の市区町村から異動したとき
転居				市内で住所を異動したとき
転出	引越し予定日のおおむね14日前から		他の市区町村へ異動するとき(転出届の後、異動先で転入届をしてください。)	
世帯変更	変更のあった日から14日以内		世帯主の変更、世帯の分離、世帯の合併などをしたとき	

※マイナンバー(個人番号)カード、住民基本台帳カードを使用した「特例転入」の場合、転出証明書は不要です。(転出元での転出届は必要です)

- ・ 国民年金手帳、吹田市の国民健康保険証をお持ちの方はご持参ください。
- ・ 住所変更の手続きを代理人が行う場合、委任状が必要になるときがあります。  
手続きをする市区町村役場で確認をしてください。(吹田市の場合は、委任状が必要です。)

## お問合せ先

吹田市役所 市民課	(06)6384-1231 内線2274 (06)6384-1235 直通 (06)6368-7346 FAX
千里出張所	(06)6871-0227
山田出張所	(06)6877-0813
千里丘出張所	(06)6877-0330